

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 稼働休止資産の減価償却

Q: 当社は、縫製業を営んでいます。今期に電動ミシンを10台購入したのですが、そのうち5台は未使用のまま倉庫に保管しています。保管中のミシンは、いつでも使える状態に整備されていますので、稼働休止資産として減価償却してもよいのでしょうか。

A: 稼働休止資産には該当しませんので、減価償却することはできません。

【解説】

法人税法上、事業の用に供されていない資産は、たとえその属性が減価償却資産であっても減価償却資産には該当しないこととされていますので、例えば生産調整等のために稼働を休止している資産は、原則として減価償却が認められないこととなります。

ただし、休止期間中に必要な補修が行われており、いつでも稼働できる状態にあるものについてまで事業の用に供していないものとするのは適当ではありませんから、このような場合には、減価償却資産として取り扱うこととされています。

ご質問のように購入はしたが未使用の状態の保管中の資産は、稼働休止資産ではなく、いまだ事業の用に供されていない資産となり、減価償却の対象から除かれます。したがって、ご質問の倉庫に保管中のミシンについては、減価償却をすることはできないこととなります。

